

補助金調書

補助金名	私道排水設備工事費助成金				担当課 (連絡先)	道路下水道局管理部下水道管理課 (TEL 711-4534)
交 付 先	■ 個人	【団体名・種別等】		区分	建設費に対する補助金	
交付先決定方法	■ 公募	(公募の場合) 公募時期		随時		
(公募の場合) 応募要件	公道及び市が管理する下水道敷地以外の私道について排水設備を設置するための工事(以下「設備工事」という。)をする方で、次の要件を備えていること。 ①設備工事をした場合の当該設備の利用可能戸数の2分の1以上が設備工事完了後くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設し尿浄化槽の切替工事を行うこと。 ②私道に2以上の当該宅地が接していること。 ③助成を受けようとする者が下水道受益者負担金及び市税を滞納していないこと。 ④私道の敷地所有者、地上権者その他の利害関係者の承諾が得られること。					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	昭和 48	年度	経過年数	52	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	すでに公共下水道に宅内の排水管を接続し排水ができる地域にある公道及び市が管理する下水道敷地以外の私道について排水設備を設置するための工事を行おうとする者に対し、予算の範囲内で設備工事の一部を助成し生活環境の向上を計ることを目的とする。					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	本助成は下水道処理区域内の私道に排水設備を設置し、水洗化を行う者に対し助成をすることにより、水洗化普及を図り、もって生活環境の向上に資することを目的としており、必要性は薄れてないため。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	■ その他 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 設備工事費の助成金の額は、別に定める算定方式により算定した工事費総額の3分の2以内の額とする。 ただし、設備工事をした場合の当該設備の利用可能戸数の全戸が設備工事完了後くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設し尿浄化槽の切替工事を行う場合は、工事費総額の5分の4以内の額とする。 これらの場合において、当該金額に100円未満の端数があるときはこれを切捨てるものとする。					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年度		前々年度	
	件		0 件		0 件	
	235 千円		0 千円		0 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	なし。					
補助金交付 による効果	生活環境の向上。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。
 なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。